

重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援を提供するにあたり事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

この「重要事項説明書」は、指定居宅介護支援を提供するにあたり事業所の人員及び運営に関する基準(厚生省令第38号(平成11年3月)第4条の規定)に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1.事業者

事業者名称 医療法人 自由会 (法人設立年月日 昭和62年11月7日)

代表者氏名 理事長 橋本 俊明

所在地 岡山県岡山市南区東畦 767-3 Tel.086-282-6701

2.事業所の概要

①事業所の所在地等

事業所名称 指定居宅介護支援事業所 こうなんクリニック在宅介護支援センター
(岡山市指令事指第 72号)

事業所番号 3370112876

所在地 岡山市南区東畦 651-19

電話番号 086-282-1551

管理者 丸田 康代

設立年月日 平成25年10月1日

②事業所の目的及び方針

当事業所が行う指定居宅介護支援事業所の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所内の介護支援専門員が要介護状態にあるご利用者に対し、適正な居宅介護支援業務を提供します。その際、可能な限りその居宅においてご利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるようご利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、公平中立に複数の指定居宅介護サービス事業所を紹介し、ご利用者自身の希望や選択に基づき、適切な保健医療及び介護サービスが、多様な事業所から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行います。

必要に応じて、関係する市町や地域包括支援センター、指定特定相談支援事業所等と地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図ります。

③ 事業実施地域及び運営時間

(1) 通常の実施地域 岡山市、早島町、玉野市、倉敷市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(祝日・12/30～1/3を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

3. 職員の体制(職員員数 3名以上)、連絡先

職 種	氏 名	連絡先
主任介護支援専門員【常勤・管理者兼務】	丸田 康代	080-5628-8301
主任介護支援専門員【常勤専従】	寒川 淳哉	070-8803-9144
介護支援専門員【常勤専従】	牧野 沙矢香	090-6227-8518

※転送等により、24時間連絡がとれる体制としております。

4. 居宅介護支援サービスの内容と利用料金

① サービスの内容

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1) 相談業務 | 2) ご利用者状況の把握 |
| 3) 主治医等との連携 | 4) 居宅サービス事業者との連絡調整 |
| 5) 居宅サービス計画の相談、作成 | 6) 認定審査に関する協力、援助 |
| 7) サービス実施状況の確認、評価 | 8) 地域包括支援センター等との連携 |
| 9) 給付管理業務 | |

ご利用者の居宅への訪問について居宅介護支援のサービス開始後、介護支援専門員が利用者の状況把握のため、少なくとも月1回は利用者宅へ伺います。また、ここに記載する以外にも、ご利用者からの依頼や居宅介護支援の業務のために必要と判断した場合、ご利用者の承諾を得て、ご自宅を訪問することがあります。

尚、ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合、又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

② サービス利用料金

居宅介護支援に関する毎月のサービス利用料金について、介護保険対象となる場合はご利用者の自己負担金はありません。

ただし、ご利用者様の介護保険料の滞納等により、介護保険適応外となる場合は、以下のサービス利用料金の全額をお支払いいただく場合があります。

【居宅介護支援費(単位)】

要介護 1・2	要介護 3・4・5
14,385 円(1,409 単位)/月	17,704 円(1,734 単位)/月

内訳は要介護1・2:10,860円(1,086単位)/月または要介護3・4・5:14,110円(1,411単位)/月に特定事業所加算Ⅲ・3,230円(323単位)/月を加算して、地域区分(岡山市7級地)の1,021を乗じています。

【加算料金(単位)】

加算項目	概算金額(単位)
初回加算	3,063 円(300 単位)/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,552 円(250 単位)/月

入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,042 円(200 単位)/月
退院・退所加算 (病院訪問・カンファレンス参加に応じて)	4,594 円～9,189 円 (450 単位)～(900 単位)
ターミナルケア加算	4,084 円(400 単位)/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円(200 単位)/月2回まで
通院時情報連携加算	510 円(50 単位)/月

5.居宅介護支援について

- ①居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証・負担割合証の内容を確認いたします。
被保険者証の住所などに変更があった場合は、すみやかに担当者へお知らせください。
- ②ご利用者が介護認定を受けていない場合は、すみやかに行われるよう支援いたします。また、要介護認定の更新申請が、認定の有効期間 30 日前には行われるよう支援いたします。
- ②介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- ③訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・短期入所療養介護のサービスが必要と判断される場合には、ご利用者の同意を得て主治医より意見を確認し、居宅サービス計画書へ反映致します。また、同意を得た居宅サービス計画書を主治医へ交付いたします。
- ⑤居宅サービス事業所等から報告を受けた口腔内の問題や服薬・栄養状況等の情報は、主治医・歯科医師・薬剤師へ必要に応じて提供いたします。
- ⑥ご利用者が入院される場合は、担当の介護支援専門員の氏名、連絡先を入院先の医療機関へお知らせください。ご利用者又はご家族の同意を得て、必要な情報を入院先の担当者へ伝達いたします。
- ⑦ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。
- ⑧交付・説明・同意・承諾その他これらに類するものうち書面で行うものについて、書面に代えて電磁的方法により行う場合があります。
- ⑨介護サービス計画に位置付けた事業所が、ご利用者の主体性によって決定できるよう、担当ケアマネジャーより複数の事業所を紹介するよう求めることができます。
担当ケアマネジャーが位置付けたサービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑩公正中立な業務の実施の挙証書類として、6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与を位置付けたプランの割合と、同一事業者によって提供された割合についての確認文書を年2回作成・保管しています。ご希望があれば、提示し、説明を行います。
- ⑪多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)をケアプランに組み込

むよう努めます。

⑫業務上の都合などにより、担当の介護支援専門員が交代する場合があります。また、ご利用者から、担当の介護支援専門員の交代を希望する場合には、できるかぎりお申し出に添えるよう対応いたします。ただし、特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

⑬担当する居宅介護支援事業所の変更を希望される場合は、ご利用者に対して居宅サービス計画書その他の実施状況に関する書類を交付します。

⑭介護認定を受けているご利用者が要支援認定を受けられた場合は、地域包括支援センターと連携し、必要な書類の提供を行います。

⑮契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定有効期間の満了日までですが、ご利用者から申し出がない場合は、同じ内容で更新されるものとします。

以下の事項に該当する場合は、本契約は終了するものとします。

- ・ご利用者が要介護認定で自立と認定された場合
- ・ご利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・ご利用者が死亡された場合
- ・ご利用者から契約解除の申し出があった場合
- ・事業所が解散または閉鎖した場合
- ・事業所から正当な理由により契約解除を申し出た場合
(文書での通知により契約を解除いたします)

⑯供する居宅介護支援事業の質について、多様な評価の手法を用いて常にその改善を図るため、R3年6月に利用者・家族アンケート調査を実施しています。

6.体制整備・研修参加について

①感染症対策:委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練の実施等

②業務継続に向けた取組について:計画等の策定・研修の実施・訓練の実施等

③認知症について:研修参加等

④LIFE(厚生労働省へのデータ提出):情報収集・活用とPDCAサイクルの推進

⑤ハラスメント対策:ハラスメント防止に向けた方針の明確化等の必要な措置を講じています。

⑥看取り期の支援:「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に努めています。

⑦その他:仕事と介護の両立支援に努めます。

7.個人情報保護について

- ①事業者及び介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。これは契約終了後も継続します。事業者は、従業者に業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約のとの雇用契約の内容とします。
- ②介護認定申請書類提出やサービス担当者会議の際など、必要に応じて個人情報(記録書類など)を事業所外に持ち出す場合があります。
- ③事業者はご利用者の個人情報をサービス担当者会議で用いる場合は、予め同意を得て行います。
- ④各種会議等について、テレビ電話等を活用する場合は個人情報保護法、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。
- ⑤事業者は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、細心の注意を払って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ⑥事業者が管理する情報について、ご利用者又は代理人の求めに応じその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際しての複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。)

8.人権の擁護・虐待の防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定し、虐待防止を啓発・普及する研修会への参加を義務付けています。また、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行い周知徹底を図ります。
(虐待防止に関する責任者： 管理者 丸田 康代)
- ②事業の提供にあたり、事業所の従業員又は擁護者により虐待を受けたと思われるご利用者が発見された場合は、速やかに関係機関へ連絡を行うことを義務付けています。
- ③事業の提供にあたり、利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わず、またもし緊急やむを得ず行う場合は「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たすことを法人内で確認手続きを慎重に行い、実施した事と検討した内容を記録し、5年間その記録を保存します。
- ④成年後見制度の利用を支援します。必要に応じて成年後見制度の利用方法や必要関係機関の紹介を行います。
- ⑤苦情解決体制を整備しています。

9.事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供時に事故が発生した場合の対応

- ・迅速な情報収集と同時に事故処理を行い事実の記録をします。
- ・ご利用者のご家族及び関係市町に連絡します。
- ・損害賠償の必要が認められる場合は速やかに賠償いたします。
- ・事故発生の要因を追求し再発防止に努めます。
- ・事故発生の範囲に応じて「岡山市事業者指導課」へ連絡と報告を行います。

10.苦情の受付について

①ご契約者からの相談または苦情に対する相談窓口

常設窓口：こうなんクリニック在宅介護支援センター
所在地：岡山市南区東畦 651-19
電話番号：086-282-1551
担当者：管理者 丸田 康代

公的苦情相談窓口	住所	連絡先
国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5	086-223-8811
岡山市介護保険課	岡山市北区鹿田町 1-1-1	086-803-1240
岡山市事業者指導課	岡山市北区大供 3-1-18 KSB 会館4階	086-212-1012
早島町介護保険課	都窪郡早島町前湯 360-1	086-482-0611
玉野市長寿介護課	玉野市宇野 1-27-1	0863-32-5534
倉敷市介護保険課	倉敷市西中新田 640	086-426-3343

②苦情処理の対応方針 ご利用者の権利が損なわれないように配慮し、事業者のサービスの質が向上できるよう、苦情発生の原因究明と再発防止に向けて迅速な対応を行います。

③苦情処理の手順

- 1) 苦情相談の受け付け。
- 2) 苦情処理についての事実確認を行います。
- 3) 苦情処理についての関係者と連携を行います。
- 4) 苦情処理方法を管理者決済又は公的機関へ報告し指示援助を受けます。
- 5) 苦情への対応策と進捗状況を随時ご利用者及びご家族へ報告します。
- 6) 苦情処理の改善についてご利用者及びご家族に確認を行います。
- 7) 苦情の内容により日時を設定し迅速な処理に努めます。
- 8) 苦情内容に応じた再発防止のための策を講じます。
- 9) 経過を記録に記載し、各関係者に報告し記録を保管します。

11.損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12.重要事項説明の年月日及び同意について

- ・本書面に基づき重要事項の説明を行いました

重要事項説明を行った年月日	令和	年	月	日
---------------	----	---	---	---

こうなんクリニック在宅介護支援センター 介護支援専門員 氏名 _____

- ・私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供に同意いたしました。

ご利用者 _____ ご住所 _____

_____ お名前 _____

_____ (代筆者氏名 _____) (続柄: _____)

身元引受人 _____ ご住所 _____

_____ お名前 _____